

【研究ノート】

# 日本の商業捕鯨「再開」一年目の実際

佐久間 淳 子<sup>†</sup>

## 1. はじめに

2018年12月26日、日本政府は、国際捕鯨委員会（IWC）を脱退し商業捕鯨を解禁すると発表した。筆者は2018年に「ドキュメンタリー映画『THE COVE』のもたらしたものの2本の反論映画でも見えてこない捕鯨問題の本質を探る」（応用社会学研究 2018 No.60 251-271）をまとめ、現状では日本は、商業捕鯨中止期間の措置として補助金によって調査捕鯨を継続させることで、母船式捕鯨業を手厚く保護し、その結果として沿岸小型捕鯨業といるか漁業を圧迫していると分析した。その状況が、脱退によって大きく変わりつつあるので、脱退表明からの1年間におきたことを記録・検証することによって、今後の研究の布石とする。

## 2. IWC脱退報道の概要

「日本IWC脱退方針」と最初に報じたのは、北海道新聞（2018年12月20日）だった。その後、26日午前に菅義偉内閣官房長官が正式に脱退と商業捕鯨の再開を表明し、午後に記者説明が行われた。また、同日のうちに国際捕鯨取締条約の寄託国である米国に、日本は脱退の意向を伝えた。

27日の新聞各紙が報じた内容から、以下のことがわかった。

- (1) 年内にIWC事務局に脱退を表明すれば、

- 翌年6月30日をもって脱退が成立する
- (2) 成立後に日本は商業捕鯨を再開する
- (3) 商業捕鯨を実施させるのは、200カイリ内である。（公海ではない）
- (4) 捕獲数（枠）はIWCで合意されている改訂版管理方式（RMP）で算出
- (5) 鯨肉の供給量は2018年と同程度

日本政府は「再開」を用いているが、筆者は「解禁」ではないことに注目している。理由は後述する。

この時点で報道各社は、1933年に日本が国際連盟を脱退し第二次世界大戦への道が開かれたことを関連づけるように報じ、必ずしも歓迎ではない書き方が散見される。

## 3. 世論の動向

脱退報道を受けて実施された各種世論調査の結果は、以下のとおりである。

Web媒体のYahoo!が、12月24日から翌年1月3日までWebアンケートを行った結果、賛成が37%に対して、反対が59.9%だった。

NHKが2019年1月16日に発表した世論調査では、大いに評価するが13%、ある程度評価するが40%、余り評価しないが27%、まったく評価しないが10%となった（調査方法が記事に注記されていない）。

また、読売新聞が1月28日朝刊に掲載した世論調査（RDD方式）の結果では、評価

<sup>†</sup> 立教大学社会学部兼任講師  
MGH00047@nifty.ne.jp

するが51%、評価しないが35%となった。

これらに対して、外務省が3月下旬に実施した世論調査（RDD方式）では、評価できるが34%、どちらかといえば評価できる33.5%、どちらかといえば評価できないが17.4%、評価できないが9.6%と、7割近くが脱退を支持するという結果が出た。

当初現れた懸念の傾向は、次第に低下していったように見受けられる。

報道にも、鯨肉の流通量が増える・安くなるといった期待感を含んだ表現がみられるようになった。

国際社会に目を向けると、いわゆる反捕鯨国として日本で認識されている英国やオーストラリアなどからは、脱退に落胆・非難し、脱退を撤回するよう求める声明は出ているものの、それ以上の働きかけはないようだ。

国際NGOの反応はどうだろう。2005年以来、南極海での調査捕鯨に対して洋上で抗議行動を実施してきたシー・シェパードは、12月26日に「勝利」を宣言した（産経新聞 2019年12月27日）。グリーンピースは、12月20日に、脱退を再考するよう求める声明を発表した後に、脱退の確定日が近づいた2019年6月13日には、公海（南極海）からの日本の撤退を歓迎する声明を日本語で発表した。同NGOでは日本支部であるグリーンピース・ジャパンが日本語で発表したのみ、という点が興味深い。

国内では「商業捕鯨の再開」を好意的に見る傾向があるのに対して、国際的には「南極海という公海からの撤退」が大きく評価されたことになる。

#### 4. 脱退して変わること

国際捕鯨委員会（IWC）からの脱退は、国際捕鯨取締条約（ICRW）からの脱退を意味する。1951年に加盟した日本は、同条約下で商業捕鯨が一時中止とされた（1988年）ため、同条約8

条に基づいて、鯨類の研究事業として調査捕鯨を始めた。8条2項には、調査研究のために捕獲した鯨体はできる限り利用せよとあることから、調査試料を採取した後に、可食部を販売することとし、その収益を次回航海の経費に充てるという仕組みを構築した。

したがって同条約を脱退すれば、「商業捕鯨一時中止」の縛りからは解放されることになる。その反面、公海での商業捕鯨は、きわめて実施しにくい。そのため、排他的経済水域内、「200カイリ内」での再開、ということになったのだろう。

それだけでなく、鯨類に関する他の国際条約の条項によっていくつかの縛りを受けることになる。いままでは、関連する条約のうちもっとも発効が古い国際捕鯨取締条約が他の条約に優先していたが、その「傘」が外れるためである。

もっとも大きいのは、1994年に発効した国連海洋法条約第85条の規定に従い、適切な国際管理機関を通じて、関係国と協調しながら進めなければならない。国際捕鯨委員会という適切な国際機関を脱退すると、新たに地域の管理機関が必要になる。しかし日本近海で捕鯨をするには、周辺国と管理機関を設立しなければならないが、1990年代に試みられたものの、実現してはいない。ロシア、中国、韓国、北朝鮮、アメリカが、日本が商業捕鯨するのに必要な管理機関に参加協力することは条件がそろいにくいと考えられる。そのため、2019年7月1日に解禁された商業捕鯨は、日本が国際捕鯨委員会にオブザーバー参加することで、「適切な国際管理機関を通じ」て行っている、としている。脱退しつつもオブザーバー参加でそのステータスを利用するというこの解釈が、国際捕鯨委員会加盟国にどのように受け入れられるかは、2020年9月に開催される総会を待つことになる。

また、本稿では詳述しないが、RMPが適正に運用された結果として、捕獲枠が設定されているかどうか、IWC総会では議論にあがる可能性がある。

現状で捕鯨を行っている国は、国際捕鯨委員会加盟国ではアイスランド、ノルウェー、アメリカ（ワシントン州マカ族、アラスカ州）、ロシア（チュコト自治管区）、デンマーク（グリーンランド自治政府）、セントビンセント&グレナディーン（ベクウェイ島）があり、非加盟国ではカナダとインドネシアがある。（）内は、IWCで先住民生存捕鯨として、売買を伴わない、捕獲方法が伝統的であることなどの制約の元に捕獲枠が設定されている。また、非加盟国での捕鯨は、規模や装備の面では、先住民生存捕鯨に準ずるとみられる。

G8のひとつであるカナダが非加盟国ながら商業捕鯨をしていることを、脱退を説明する日本は引き合いに出すが、先住民が年間数頭を沿岸で捕獲する捕鯨と、日本が捕鯨砲を搭載した大型動力船で250頭以上捕獲するのを同列で「認められる」と解釈するのは無理があるだろう。

## 5. 鯨肉供給の変化

2018年12月26日に、日本政府は「来年も鯨肉供給量は同程度になる」と記者に説明し、日本の捕鯨船によって実現できるかのように説明したようだが、筆者から見ると、輸入（アイスランド、ノルウェー）をアテにしなければ実現不可能な規模である。

まず、調査捕鯨によって日本国内に供給されてきた鯨肉の9割は、母船式捕鯨による南極海および北西太平洋（主に200海里以東）での捕獲である。【図1】その公海域から撤退して200カイリ内で捕鯨を実施するといっても、沿岸捕鯨業者で構成する地域捕鯨推進協会の調査捕鯨以外は、ほとんど調査捕鯨は行われてこなかった。そのため、どの鯨種をどのくらい捕るのか、捕れるのかがまったく想像つかなかった。そもそも、IWCを脱退したといってもIWCで合意された改訂版管理方式（RMP）によって、乱獲が極めて起きにくい捕獲枠を算出し用いると表明していることから、若干のパラメータの操作は可能であっても、

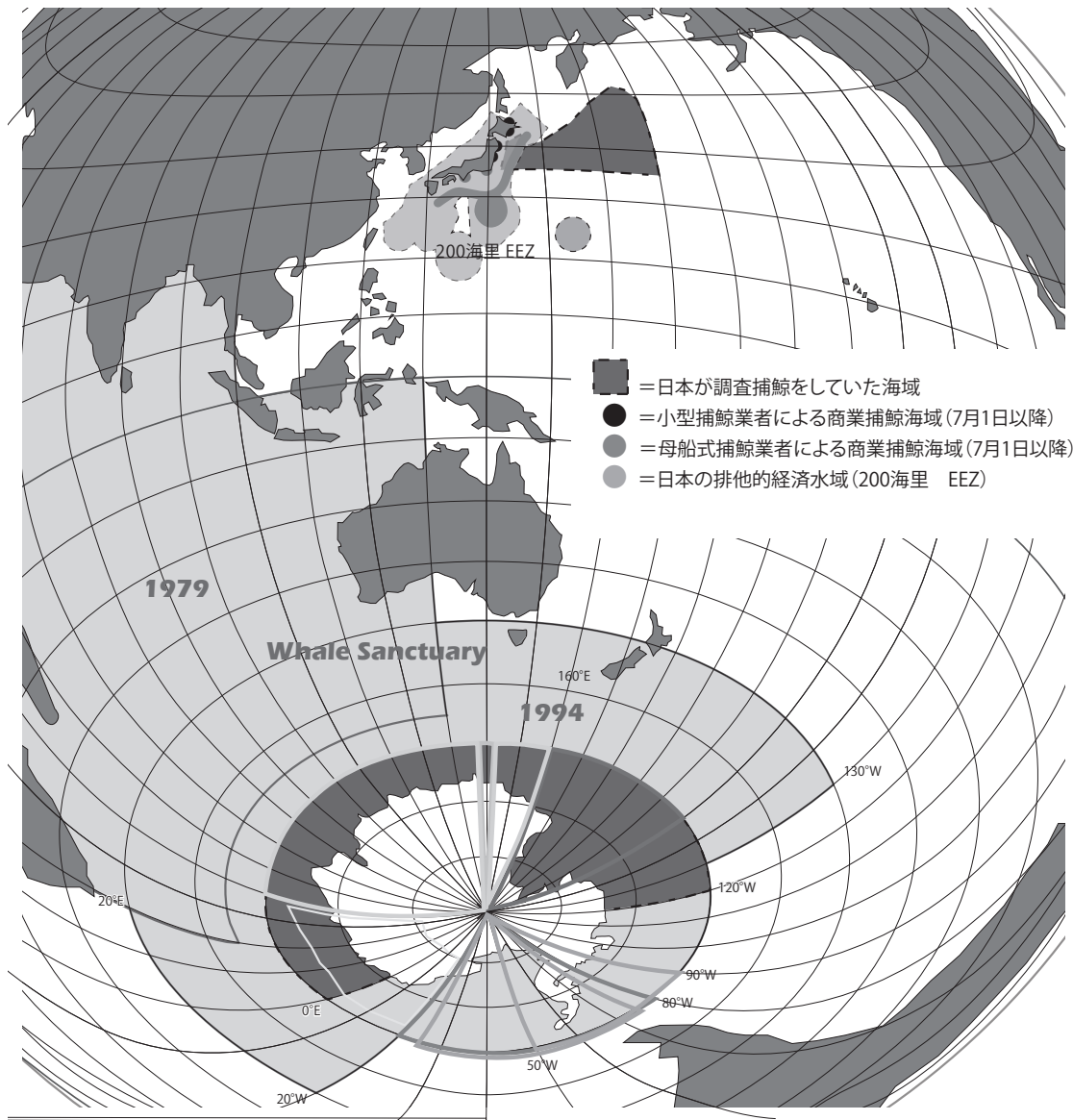
経済的利益を上げるほどの捕獲枠を設定できるのかどうかはわからなかった。IWCの科学委員会で、ある程度捕獲枠の算定試験が進んでいるのはミンククジラだけだったし、その結果も、最新の国立研究開発法人水産研究・教育機構の公表資料だと、100年間の平均で69頭程度（最少17頭、最大123頭）が最も妥当だと紹介している。これに対して、2018年に行った調査捕鯨では、北大西洋のミンククジラを合計170頭捕獲している。こんな逆転現象が許されるのも、IWCの傘下での調査捕鯨だったからだ。

水産庁は脱退が完了し、商業捕鯨を開始するとしていた7月1日になって、捕獲枠を公表した。母船式捕鯨の共同船舶（日新丸船団）には、イワシクジラ25頭、ニタリクジラ150（後に水産庁留保分37を加えて187頭）、ミンククジラ20頭。沿岸捕鯨業者には、ミンククジラ32頭（後に水産庁留保分の1頭を追加し33頭）とした。また、留保分は、7月末、8月に順次付与し、さらに日新丸船団が捕りこぼした9頭枠を10月に沿岸捕鯨業者に付け替えたが、この9頭は年内の操業では捕獲できなかった。

12月20日、次年度予算が閣議決定されたのに合わせて、2020年の捕獲枠が発表され、2019年度には調査捕鯨として沿岸業者が捕獲したため捕獲枠から差し引いていた79頭分も、商業捕鯨枠として沿岸捕鯨業者に渡された。沿岸捕鯨は、3月から始動すると報じられている。

調査捕鯨時代に捕獲された実績からすると、イワシクジラは11トン強、ニタリクジラは8トン弱、ミンククジラ（沖合）は2トン強、沿岸ミンクは1トン程度は確実に採れ、事前の報道では「商業捕鯨では（調査と違って）大きいもの良いものを選択的に捕れる」としていたので、これ以上の歩留まりで捕獲ができる可能性が示されていた。

今年の商業捕鯨の収量は、沿岸捕鯨業者によるミンククジラが約46トン、共同船舶の日新丸船団による200カイリ内ミンクが約23トン、イワ



▲▲▲▲▲ = 南極条約によって凍結されている領土権主張 (ニュージーランド、オーストラリア、フランス、ノルウェー、アルゼンチン、英国、チリ)。

参考資料: 水産庁「捕鯨問題の情勢」(2019年6月)、海上保安庁、オーストラリア南極局、日本鯨類研究所  
 どこでも方位図法 <http://maps.ontarget.cc/azmap/>

作図: 佐久間淳子

図 1

シクジラが約 232 トン、ニタリクジラが約 1171 トンと報じられた（水産経済新聞 2019 年 10 月 8 日、みなと新聞 2019 年 12 月 17 日）。これを捕獲頭数で割って、1 頭あたりの可食部（販売用として供給された量）を求めた。

その結果は、【図 2】に示したように、特に母船式捕鯨の共同船舶（株）（日新丸船団）では、調査捕鯨時代よりも、1 頭あたりの収量が少なかったことがわかる。

このグラフを読む際に留意すべきことは、捕獲海域が 2018 年までは 200 カイリの外側であり、2019 年は 200 カイリの内側だという点と、2018 年のイワシクジラについては脂肪層の採取供給を抑えたことが分かっている点である。200 カイリの外側よりも、クジラが小さいのかもしれない。もしくは、特に共同船舶が、未知の海域での商業捕鯨実施となったために、捕獲枠を完全に消化することに重点を置いたせいかもしれない。2020

年も捕獲枠は変わらないものの、2 月か 3 月には出港するとしていて、漁期は大幅に拡張される。捕獲しながら 200 カイリ内の漁場調査を進めるものとみられる。

沿岸捕鯨業者が商業捕鯨で捕獲したミンククジラの 1 頭あたりの収量は、公表された数字から類推すると、1.4 トン弱とみられる。2001 年から 2009 年までの沿岸調査捕鯨については、日本鯨類研究所年報に掲載された収量から、1 頭あたり平均 1.6 トンと計算できる。2004 年だけ 1 頭 2.3 トンと数字が飛び抜けて高い年があるので、それを外れ値とみて除外すると、平均は 1.3 トンである。2010 年以降は調査主体が鯨研から地域捕鯨推進協会に移り、収量が公表されなくなったものの、共同船舶に比べると、同等かそれ以上の収量になったとみて良いだろう。

価格については、東京都中央卸売市場水産部の

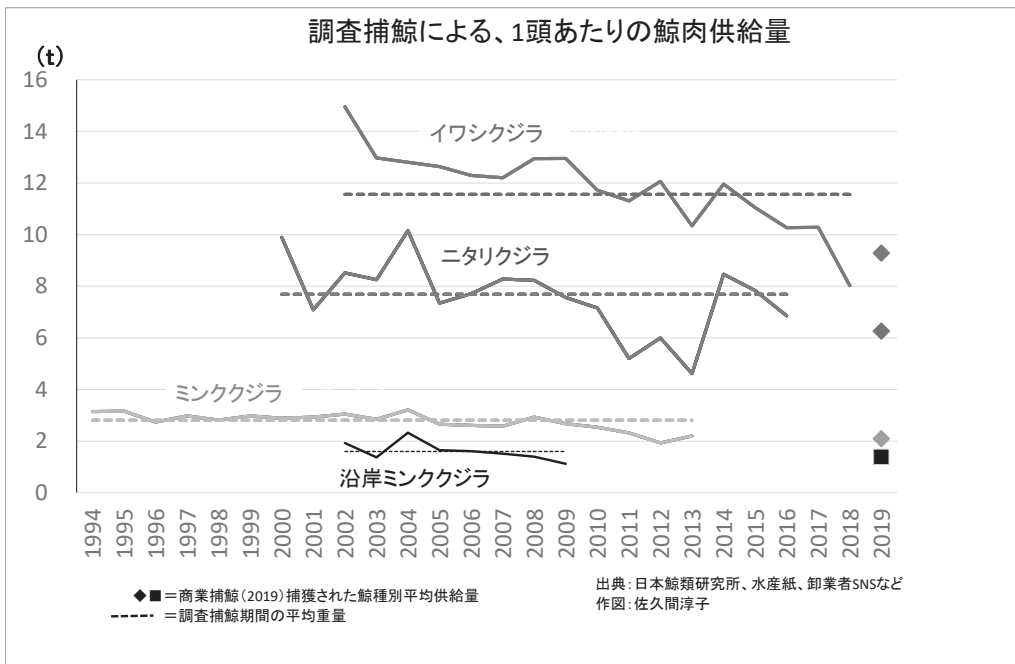


図 2

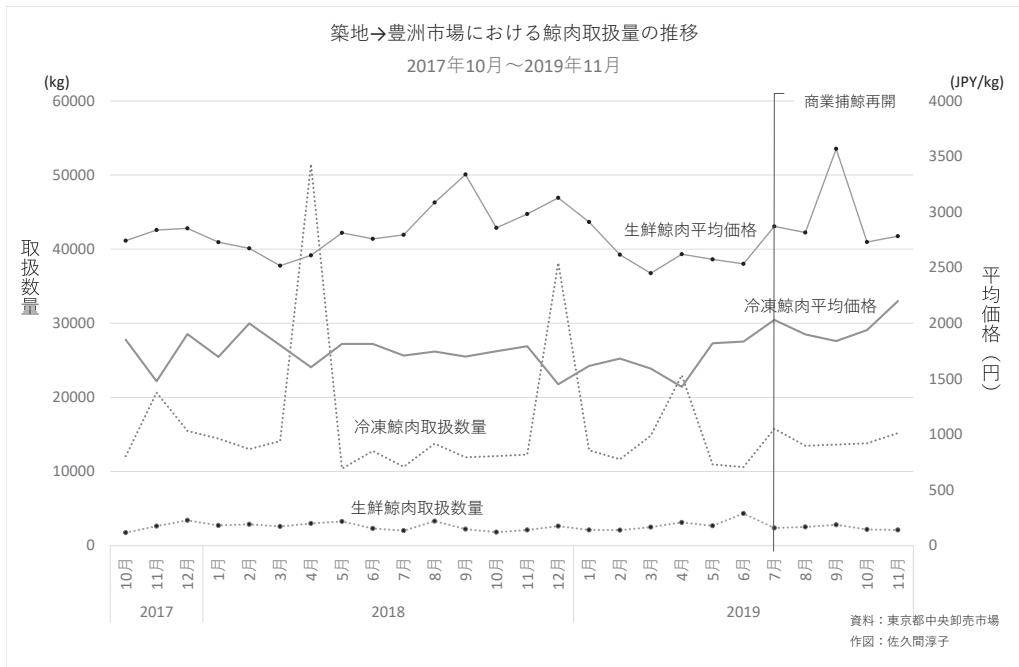


図 3

統計を手がかりとする。【図 3】には、2017 年 10 月からの生鮮鯨肉と冷凍鯨肉の取扱量および 1kg あたりの平均価格を表した。生鮮鯨肉は、解凍鯨肉が含まれる可能性があるので、冷凍鯨肉を中心に評価する。冷凍鯨肉は、商業捕鯨が再開された 7 月に取扱量・価格ともにやや上がるが、その後は取扱量は微増で平均価格に上昇傾向が見られる。豊洲市場で扱われるクラスの鯨肉では、「安くなる」傾向は無い。

もうひとつ、市場流通在庫と供給の関係を確認すると、混獲を含めても、国産鯨肉は 2000 トンに届くかどうかのレベルになりそうだ。ただし流通在庫が 3000 トン程度あるので、すぐに「品薄」とはならない。鯨肉輸出国は、アイスランド、ノルウェーともに、商業捕鯨再開後の需要動向を様子見していると思われる。両国とも捕獲枠は大きく残しており、日本に需要があるとわかれば、5000 トン程度を生産・輸出する可能性がある。

【図 4】

以上のことから、「日本の商業捕鯨再開は、国産鯨肉の供給量を減らす」という仮説は正しかったと思われる。【図 5】

## 6. 手厚い国庫補助を継続

捕獲枠が今後すぐに大きく増える見込みはないため、捕鯨業者はより効率の良い捕鯨をしてコストを抑え、購入を促す必要があるが、新たな生産鯨肉を販売する前に、流通在庫がさらに減ることが必要になる。これらの大半はこれまでの調査捕鯨の副産物として販売された肉なので、その販売を手がけた共同船舶にとっては、皮肉な市場状況だといえる。

これらのことから、日本政府は、引き続き、調査捕鯨末期と同程度の国庫補助、約 51 億円を支出することを 2019 年 12 月に閣議決定した。今年

捕鯨業(法改正後の定義)と鯨肉供給元						
業態、国	日本(国産)				輸入	
	商業捕鯨			定置網 (混獲)	アイスランド	ノルウェー
	母船式	沿岸小型	いるか漁業		大型捕鯨	漁業兼業
事業主、許可自治体	共同船舶(株)	日本小型捕鯨協会 太地漁協 外房捕鯨 鮎川捕鯨 戸羽捕鯨 下道水産 三好捕鯨	沖縄県 和歌山県 静岡県 千葉県 宮城県 岩手県 青森県 北海道		クバルル社	マイクロブスト社
対象鯨種	イワシクジラ ニタリクジラ ミンククジラ	ミンククジラ ツチクジラ マゴンドウ オキゴンドウ	マゴンドウ オキゴンドウ イシイルカ リクゼンイルカ カマイルカ スジイルカ バンドウイルカ アラリイルカ オキゴンドウ ハナゴンドウ	ミンククジラ ザトウクジラ ナガスクジラ 他	ナガスクジラ	ミンククジラ

図4

度予算までは、2017年6月に施行された「商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律」を根拠法としてきたが、2019年12月に法改正が行われ、鯨類の持続的な利用の確保に関する法律となった。第2条でいるか漁業も捕鯨業のひとつと定義し、今後は妨害などへの対策を行うとし、第12条では新船建造などへの支援を約束している。また、調査捕鯨の開始に合わせて設立した財団法人日本鯨類研究所を、商業捕鯨再開後も温存するために、第7条で指定鯨類化学調査法人に指定して支援するとしている。日本には別途国立研究開発法人水産研究・教育機構に鯨類研究部門があることを、ここに明記しておく。【図6】

### 7. 解禁ではなく保護付き「再開」

以上みてきたように、2019年7月に再開された日本の商業捕鯨は、国の手厚い保護なくしては、立ち行かない状態であることは明らかである。国内からはこの点について大きな声は上がって

いないが、最後に、アイスランドの捕鯨業者、クバルル社のクリスチャン・ロフトソン氏のコメントを、引用しておく。

「約30年間も続いた日本の調査捕鯨は少し行き過ぎていた。再開される商業捕鯨が政府の補助を受けて行われなことを望んでいる」(Yahoo!ニュース 2018年12月25日)

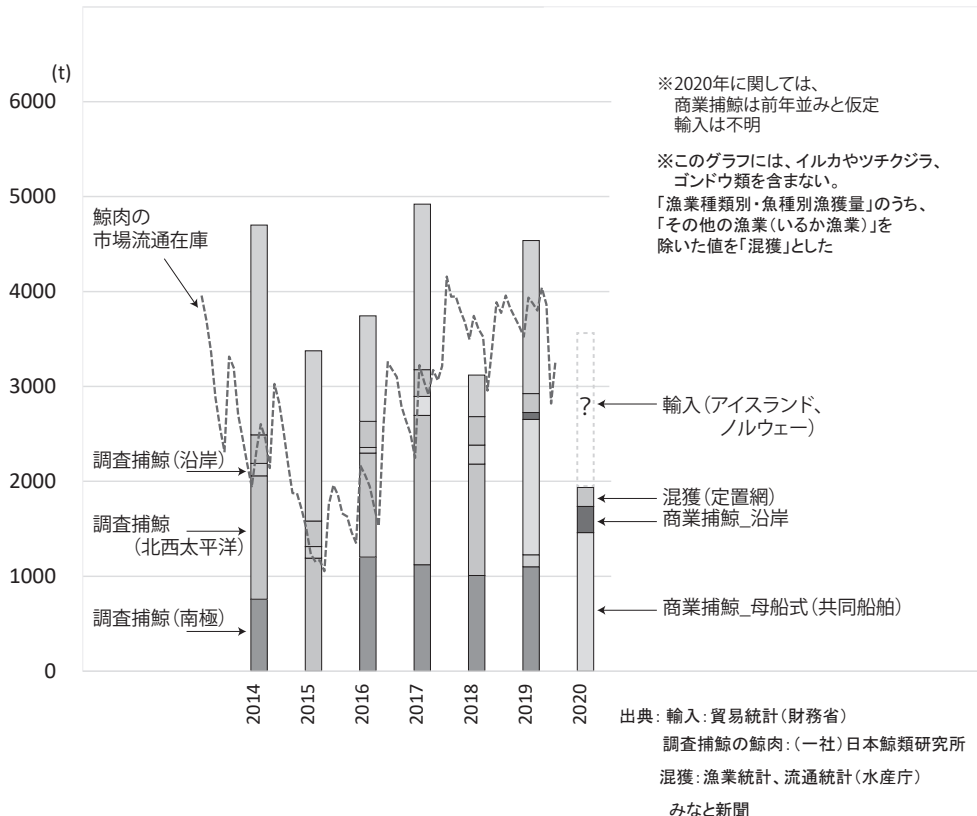
彼は、日本のIWC脱退と商業捕鯨再開を喜んでいるが、その条件として彼が上げたのは国の補助の撤廃である。ビジネスとして真っ向勝負しよう、というわけだが、実際のところは商業捕鯨再開という看板を掲げながらも補助金漬けで延命させているだけのように見える。反捕鯨国の反発が思いのほか静かだった裏側で、捕鯨国の不満はくすぶり続けるだろう。

### 文献・資料

#### 〈文献〉

ドキュメンタリー映画「THE COVE」のもたらしたものの2本の反論映画でも見えてこない捕鯨問題の本質を探る」(応用社会学研究 2018 No.60 251-271)

## 鯨肉の供給と市場流通在庫



作図: 佐久間淳子

図5

実態に合わせた捕鯨の姿を考える 日本の未来に魚はあるか? 持続可能な水産資源管理に向けて 第14回 月刊グローバルネット 2018年11月号  
<https://www.gef.or.jp/globalnet201811/globalnet201811-8/>

「クジラの血が体に流れる」アイスランドの鯨捕りは日本のIWC脱退と商業捕鯨再開の方針をどう見たか (木村正人) 2018/12/25 (火) 12:03  
<https://news.yahoo.co.jp/byline/kimuramasato/20181225-00108985/>

国際捕鯨委員会脱退で得るもの、失うもの (上) 「名」を取って「実」を捨てる日本政府 WEB RONZA 2019年1月9日  
国際捕鯨委員会脱退で得るもの、失うもの (中) 「南極から撤退、沿岸域で捕鯨」という妥協案を一転して飲むわけ WEB RONZA 2019年1月10日  
国際捕鯨委員会脱退で得るもの、失うもの (下) 南極海からの「撤退」のために描かれた周到なシナリオ WEB RONZA 2019年1月11日  
<https://webronza.asahi.com/science/articles/2018122500004.html>



日本における鯨類捕獲行為の区分(2019年12月20日現在)

対象となる鯨種	大型鯨類		小型鯨類	
	ヒゲクジラ亜目およびマッコウクジラ	ミンククジラ	ハククジラ亜目 ツチクジラ・ゴンドウ・イルカ	
水産庁による区別	捕鯨業			
捕獲主体	(一財)日本鯨類研究所 共同船舶(株)	(一社)地域捕鯨推進協会 日本小型捕鯨協会加盟各社	いるか漁業 捕鯨業	
捕獲手法	母船式捕鯨	小型捕鯨	道県知事の認可を 受けた船舶	定置網(混獲)
海域	公海・200カイリ内	沿岸	突きん棒 追い込み 沿岸・浜	定置網(混獲) 港への迷込み
捕獲許可	政府特別許可(調査捕鯨)	大田許可	県知事許可	農水省令でDNA 登録(有料)を条 件に販売許可
肉の位置づけ	調査副産物	商品		
流通形態	冷凍	生鮮(冷蔵)・冷凍	生体捕獲→水族館などへ	生鮮(冷蔵)

※シロナガスクジラ・セミクジラ・コククジラ・ホッキョククジラは、生息数の減少を理由に1964年までに国際捕鯨委員会によって商業的な捕獲が禁止された。

図6

森下丈二氏記者会見「IWC脱退と捕鯨の今後」会見報告  
公益社団法人日本ジャーナリスト協会(旧称:自由報道協会)  
<https://j-aj.jp/topics/pressreport/8296/>

声明:グリーンピース、日本政府のIWC脱退方針を非難 2018年12月20日  
<https://www.greenpeace.org/japan/nature/press-release/2018/12/20/6357/>  
声明:日本のIWC脱退について 2019年6月13日  
<https://www.greenpeace.org/japan/nature/press-release/2019/06/13/9020/>

〈資料〉

本稿執筆時にWeb閲覧できたもののみURLを記す。

- 捕鯨をめぐる情勢(2018年7月)  
平成30年12月26日内閣官房長官談話(商業捕鯨の再開)  
[https://www.kantei.go.jp/jp/tyokan/98\\_abe/20181226danwa.html](https://www.kantei.go.jp/jp/tyokan/98_abe/20181226danwa.html)
- 捕鯨をめぐる情勢(2019年7月)
- 捕鯨をめぐる情勢(2019年9月)  
<https://www.jfa.maff.go.jp/j/whale/attach/pdf/index-36.pdf>
- 令和2年の捕鯨業の捕獲枠について  
<https://www.jfa.maff.go.jp/j/whale/attach/pdf/index-40.pdf>
- 捕獲枠の追加配分について(令和元年11月5日)  
<https://www.jfa.maff.go.jp/j/whale/attach/pdf/index-39.pdf>
- 捕獲枠の改訂について(令和元年10月21日)  
<https://www.jfa.maff.go.jp/j/whale/attach/pdf/index-37.pdf>
- 捕獲枠の追加配分について(令和元年8月30日)  
<https://www.jfa.maff.go.jp/j/whale/attach/pdf/index-34.pdf>
- 捕獲枠の算出方法について  
<https://www.jfa.maff.go.jp/j/whale/attach/pdf/index-30.pdf>

国際捕鯨委員会(IWC)

第 67 回総会（2018 年 9 月）結果概要 【参考】提出文  
書：IWC の改革のための日本提案

<https://www.jfa.maff.go.jp/j/whale/attach/pdf/index-16.pdf>

鯨肉消費の推移（平成 29 年度食料需給表より抜粋）

<https://www.jfa.maff.go.jp/j/whale/attach/pdf/index-38.pdf>

ワシントン条約常設委員会によるイワシクジラに関する  
勧告とイワシクジラ製品の国内流通について

<https://www.jfa.maff.go.jp/j/whale/seiwhale.html>

東京都中央卸売市場 - 市場統計情報 類別・品目別検  
索（水産）

<http://www.shijou-tokei.metro.tokyo.jp/asp/smenu2.aspx?gyoshucd=2&smode=10>

財務省貿易統計

<https://www.customs.go.jp/toukei/srch/index.htm?M=01&P=0>